

答申第 64 号
平成 19 年 9 月 26 日

兵庫県知事 様

情報公開審査会
会長 錦織 成史

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 18 年 3 月 9 日付け諮問第 152 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 平成 17 年度「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークシステムに関する調査表による自己点検」集計結果一覧表
- 2 平成 17 年度「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークシステムに関する調査票による自己点検」及び「システム運用監査」の実施について（平成 17 年 6 月 13 日付け市振第 1429 号市町振興課長通知）

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

「平成17年度『住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークシステムに関する調査表による自己点検』集計結果一覧表(兵庫県)」「(以下「本件公文書1」という。)及び「平成17年度『住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表による自己点検』及び『システム運用監査』の実施について(平成17年6月13日付け市振第1429号市町振興課長通知)」「(以下「本件公文書2」という。)に係る部分公開決定において、実施機関が非公開とした部分のうち、別表に掲げる「公開すべき部分」については、これを公開すべきである。

なお、実施機関のその余の判断は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件公文書の公開請求に対して、実施機関が平成18年2月21日付けで行った部分公開決定を取り消し、その全部を公開するよう求めるものである。

2 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書において述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

(1) 本件公文書1のうち回答欄及び回答集計欄(項目名含む)(以下「非公開部分1」という。)について

ア 実施機関は、県内の49市町および148設問のすべてについて、一律に全面非公開としている。こうした一律全面非公開は不当かつ違法であり、設問毎に個別に判断されるべきである。住民基本台帳ネットワークシステムについての是非はともかくとして、こうした一刀両断的な非公開決定は、実施機関の情報公開に対する基本姿勢そのものを疑わせるものである。

イ 神戸市に対して公開請求した同文書について、神戸市は「部分公開決定」し、設問45~48、55~68、124~145を非公開とし、他は公開するという個別判断をしている。

ウ 異議申立人は、「本人確認情報の提供にあたってのセキュリティ体制チェックリスト」に係る非公開決定についての異議申立てを平成16年9月2日に行っている。本チェックリストは、「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査票」をほぼ踏襲したものである。

目下係争中の「兵庫住基ネット訴訟」の過程で被告13市1町が作成、県に提出した本チェックリストについて、その提出を求める文書提出命令の申立てが神戸地裁宛てに原告からなされた。大阪高裁は県の即時抗告を棄却し、その結果、県は同文書を神戸地裁に提出した。大阪高裁は、その決定の中で、「本件文書が証拠として提出されたとしても、それにより公共の利益を害し、または公務の遂行に著しい支障を生じる恐れがあるとまで認められず」としている。

(2) 本件公文書2の別添「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表」の参考資料2（以下「非公開部分2」という。）及び財団法人地方自治情報センター「チェックリストの対策案に係る要領・手順書の参考例」のうち（別紙1）～（別紙20）（以下「非公開部分3」という。）について、これらが公開されると、「システムの攻撃者に対して有益な情報となり、不正な侵入等の危険を増大させる」としているが、単なる蓋然性を述べたにすぎず、具体的な危険性を説明していない。

(3) 本件公文書2の平成17年6月10日付け総行市第513号総務省自治行政局市町村課長通知の別紙1及び財団法人地方自治情報センター「チェックリストの対策案に係る要領・手順書の参考例」のうち指定情報処理機関（チェックリスト問い合わせ窓口）チェックリスト担当の電話番号、FAX番号、e-mailアドレス（以下「非公開部分4」という。）について

ア 財団法人地方自治情報センターに設置されたチェックリスト問い合わせ窓口の電話番号等の公開によって、「業務妨害が可能となる」などとされているが、単なる蓋然性を述べたにすぎず、具体的な危険性を説明していない。

イ 財団法人地方自治情報センターの各部署の電話番号、FAX番号はホームページ上でも公開されており、本問い合わせ窓口のみを非公開とするのは、「過剰防衛」といわねばならない。

第3 諮問庁の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 非公開とする理由

(1) 「非公開部分 1」について

ア 「非公開部分 1」には、各調査項目について市町の回答事項が記載されている。

イ これが明らかになると、当該市町における住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の現状が分かってしまい、これらの情報はシステムの攻撃者が、攻撃対象を選択するための有益な情報となり、調査項目のうち満点でない市町に攻撃が集中するおそれがある。

(2) 「非公開部分 2」及び「非公開部分 3」について

ア 「非公開部分 2」には、調査項目ごとに満点（3点）でない場合の市町村がとるべき対策案の具体例が、「非公開部分 3」には、チェックリストの対策案に係る要領・手順書の参考として具体的に要領・手順書の例が記載されている。

イ これが明らかになると、市町における住民基本台帳ネットワークシステムの具体的なセキュリティ対策が推測される。これらの情報は、システムの攻撃者に対して有益な情報となり、不正な侵入等の危険を増大させ、不正行為を助長するような情報であり非公開とされるべきである。

(3) 「非公開部分 4」について

ア 「非公開部分 4」には、チェックリスト問い合わせ窓口として、指定情報処理機関である財団法人地方自治情報センターの電話番号、FAX 番号、e-mail アドレスが記載されている。

イ この情報を明らかにすると、地方公共団体に成りすまして情報を盗用することが可能になる。また、悪意を持った妨害者が、電話、FAX、e-mail を短時間に集中して行うことで、回線を占有するなどして、財団法人地方自治情報センター及び地方公共団体の業務を妨害することが可能となる。

(4) 公開により生ずる支障

これらの非公開部分が公開された場合における不正行為等が発生する蓋然性は、必ずしも高くはないが、住民基本台帳ネットワークシステムに対するセキュリティ対策の現状を公開することで、不正行為等によって住民基本台帳ネットワークシステムに支障が生じる危険性は増大する。ひと度、不正行為等によって住民基本台帳ネットワークに支障が生じた場合における影響は計り知れない。

(5) 非公開条項の該当性について

ア 「非公開部分 1 」、 「非公開部分 2 」、及び「非公開部分 3 」については、住民基本台帳法第 30 条の 31 にいう「本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密」であるから、条例第 6 条第 4 号に該当する。

イ さらに「非公開部分 1 」、 「非公開部分 2 」、 「非公開部分 3 」及び「非公開部分 4 」は、県等の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されているので、条例第 6 条第 6 号に該当する情報であるといえる。

ウ 「非公開部分 4 」については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第 6 条第 2 号に該当する。

第 4 審査会の判断

1 本件公文書の概要と性格

本件公文書は、「平成 17 年度『住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークシステムに関する調査表による自己点検』集計結果一覧表（兵庫県）」（以下「本件公文書 1 」という。）及び「平成 17 年度『住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表による自己点検』及び『システム運用監査』の実施について（平成 17 年 6 月 13 日付け市振第 1429 号市町振興課長通知）」（以下「本件公文書 2 」という。）である。

本件公文書は、平成 17 年度において、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ強化のために、総務省自治行政局市町村課からの指示に基づき、全国の市区町村が一斉に全国共通の項目で実施した自己点検に係る文書としての性格を有していることから、全国の地方公共団体に及ぼす影響等も勘案しながら、条例の非公開事項に定める情報に該当するか否かについて慎重に判断する必要がある。

2 非公開条項の該当性について

(1) 「非公開部分 1 」について

ア 条例第 6 条第 4 号は、「法令若しくは条例の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示により、公にすることができない情報」が記録されている場合を除き、公文書を公開しなければならない旨規定する。

また、住民基本台帳法第 30 条の 31 第 1 項は、「住民基本台帳法第 30 条の 5 第 1 項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務

に従事する都道府県の職員若しくは職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報 に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。」と規定されている。

住民基本台帳法第30条の31第1項の規定は、「秘密」とされた情報について守秘義務を課す規定であるから、この「秘密」とされた情報は法令等により公にすることができないという条例第6条第4号の要件に該当する。

なお、ここで規定する「秘密」の性質については、職務の遂行上知り得た秘密を漏らした場合、全国的なシステムに対して不正アクセス等の危険が高まるおそれがあり、その結果県民の行政に対する不信の念を引き起こすこととなるとともに、行政の遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、職員に対し秘密の保持を義務付けしたものであって、知り得たすべての情報を秘密とするような形式秘ではなく、非公知の情報で実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められる実質秘と解すべきである。

イ 実施機関は、「非公開部分1」が公開されると、当該市町における住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の現状がわかってしまい、これらの情報はシステムの攻撃者が、攻撃対象を選択するための有益な情報となり、調査項目のうち満点でない市町に攻撃が集中するおそれがあると主張する。しかしながら「非公開部分1」のうち、別表の「公開すべき部分」については、平成17年度以前に重要点検項目とされており、公開してもセキュリティ対策に支障がないことが総務省によって公表されていることから、実質的にそれを秘密として保護するに値するものとは認められないため、公開すべきである。

ウ なお、その余の部分については、これらが公開されると、システムの攻撃者が、攻撃対象を選択するための有益な情報になると考えられるため、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 「非公開部分2」について

ア 実施機関は、「非公開部分2」が公開されると市町における住民基本台帳ネットワークシステムの具体的なセキュリティ対策が推測されるため、これらの情報は、システムの攻撃者に対して有益な情報となり、不正な侵入等の危険を増大させ、不正行為を助長するような情報であると考えられることから、非公開とされるべきであると主張する。

しかしながら、「非公開部分2」のうち、別表の「公開すべき部分」については、既に実施機関が公開している情報であることから、実質的にそれを秘密として保護するに値するものとは認められないため、公開すべきである。

イ なお、その余の部分については、システムの攻撃者に対して有益な情報となり、不正な侵入等の危険を増大させ、不正行為を助長するような情報であると考えられることから、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 「非公開部分 3」について

ア 実施機関は「非公開部分 3」が公開されると市町における住民基本台帳ネットワークシステムの具体的なセキュリティ対策が推測されるため、これらの情報は、システムの攻撃者に対して有益な情報となり、不正な侵入等の危険を増大させ、不正行為を助長するような情報であると考えられることから、非公開とされるべきであると主張する。

しかしながら「非公開部分 3」のうち、別表の「公開すべき部分」については、(2)で公開すべきとしている対策案の設問項目に当たるような項目名とほぼ同一であることから、実質的にそれを秘密として保護するに値するものとは認められないため、公開すべきである。

イ なお、その余の部分については、システムの攻撃者に対して有益な情報となり、不正な侵入等の危険を増大させ、不正行為を助長するような情報であると考えられることから、実施機関の判断は妥当であり、非公開とする。

(4) 「非公開部分 4」について

「非公開部分 4」は自治体職員だけに知らされている情報であり、これが公にされると、自治体職員になりすました情報盗用や当該 e-mail アドレスへの大量のメール送付など、財団法人地方自治情報センターの適正な業務に支障を及ぼすことが考えられ、当該団体の正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、当該情報は条例第 6 条第 2 号に該当するとした実施機関の判断は、妥当である。

(5) なお、実施機関は、「非公開部分 1 乃至非公開部分 4」について、いずれも条例第 6 条第 6 号にも該当すると主張するが、「非公開部分 1 乃至非公開部分 3」では、第 4 号と第 6 号にいう非公開理由は実質的に同一のものであることから、上記結論に変わりはなく、また「非公開部分 4」では、条例第 6 条第 2 号に該当すると認められることから、改めて、条例第 6 条第 6 号に該当するか否かについての判断を行わないものとする。

3 以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

別表

	本件処分で非公開とされた部分	公開すべき部分
本 件 公 文 書 1	(非公開部分1) 回答欄及び回答集計欄(項目名含む)	設問番号7~20、36~40、60~64に係る回答欄及び回答集計欄
本 件 公 文 書 2	(非公開部分2) 別添「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表」の参考資料2	大分類欄、中分類欄、小分類欄、管理目標欄及び対策案のうち吹き出し部分
	(非公開部分3) 財団法人地方自治情報センター「チェックリストの対策案に係る要領・手順書の参考例」のうち(別紙1)~(別紙20)	(別紙1)~(別紙20)の表題及び大項目、中項目
	(非公開部分4) 平成17年6月10日付け総行市第513号総務省自治行政局市町村課長通知の別紙1及び財団法人地方自治情報センター「チェックリストの対策案に係る要領・手順書の参考例」のうち指定情報処理機関(チェックリスト問い合わせ窓口)チェックリスト担当の電話番号、FAX番号、e-mailアドレス	

(参考)

審査の経過

年 月 日	経 過
18. 3. 9	・ 諮問書の受領
18. 4. 25	・ 諮問庁の非公開理由説明書の受領
19. 4. 20 (第184回審査会)	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
19. 6. 18 (第186回審査会)	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
19. 8. 28 (第188回審査会)	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
19. 9. 26 (第189回審査会)	・ 審議 ・ 答申

